

第13回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和元年5月7日 13:30~15:00
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 第3委員会室
3. 出席委員
- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 2番 山崎 隆史委員 | 3番 福西 範委員 | 4番 成田 俊英委員 |
| 5番 大坂 博文委員 | 6番 金子 靖委員 | 7番 村上 正人委員 |
| 8番 佐藤 裕司委員 | 9番 稲場 洋二委員 | 10番 細川 裕委員 |
| 11番 野村 照明委員 | 12番 大畑 礼子委員 | 13番 松下 裕幸委員 |
| 15番 熊坂 隆雄委員 | 16番 田井 克廣委員 | 17番 野澤 勲委員 |
| 18番 廣瀬女公美委員 | 19番 佐藤 泰正委員 | 20番 清水 幸治委員 |
| 21番 浅野 徳昭委員 | | |
- (以上 19名)
4. 欠席委員
- 1番 志賀 忠浩委員 14番 菊池 利治委員
5. 参 与 者
- 農業委員会事務局
事務局長 永洞 直哉 次長 秋元 公宏 主査 高山 直樹
農地台帳システム担当員 藤本 恵美 農地業務員 杉野 恵 農地業務員 熊野 香苗
(以上 6名)
- 会議録署名委員の指名
- 5番 大坂 博文委員
6番 金子 靖委員
6. 議事日程
- 会期決定について 令和元年 5月 7日 (1日)
- 報告第32号 現況証明願について (市街化区域)
議案第67号 現況証明願について
議案第68号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について
議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請に係る進達について
議案第71号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第72号 会長先決処理事務取扱要領の一部改正について

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。
只今より第13回鉏路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は19名です。
議事録署名人に5番、大坂博文、6番、金子靖委員を指名しますので、よろしくお
願い致します。
なお、会期は本日5月7日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
永洞事務局長

会務概要報告を行います。
議案書2ページと3ページをご覧下さい。

(以下 会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはあ
りませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が
1件ございます。

報告第32号「現況証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の4ページにございます、報告第32号「現況証明願」について
ご報告致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地
であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、鉏路地区における市街化区域内の現況証明願が3件ございました。

議案書5ページの表の1番は、資料が6ページから8ページにございます。

公簿地目が畑である、 、の一筆、 ㎡の土地について、
所有者である 氏より現況証明願があり、3月20日、事務局職員2名で現地
調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は整地済地でした
ので、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の2番は、資料が6ページと9ページと10ページにございます。

公簿地目が畑である、 、他4筆、合計 ㎡の土地について、
所有者である 氏の代理人である、 氏より現況証明願があり、4月16
日、事務局職員3名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、
利用状況はいずれも公衆用道路でしたので、4月22日、会長専決により証明書の発
行を行いました。

次に、表の3番は、資料が6ページと11ページと12ページにございます。

公簿地目が畑である、 、の一筆、 ㎡の土地について、所有者であ
る の代理人である、 氏より現況証明願があり、4月19

日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、4月22日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、3件の市街化区域内的の「現況証明願」についてご報告致します。

議長
野村会長

ただいま報告がありました「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第67号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書13ページにございます、議案第67号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で1件の申請がございました。

議案書14ページの表の1番は、資料は15ページと16ページにございます。

公簿地目が原野である、XXXXXXXXXX、他1筆、合計 XXXXXX㎡の土地について、所有者である XXXXXXXXXX 氏の代理人である、XXXXXXXXXX より現況証明願がございました。

4月16日、釧路地区の農業委員6名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、いずれも農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、表の2番は、資料は17ページと18ページにございます。

公簿地目が畑である、XXXXXXXXXX、の一筆、XXXXXX㎡の土地について、所有者である XXXXXXXXXX 氏より現況証明願がございました。

4月18日、阿寒地区の農業委員4名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

以上、2件の「現況証明願」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の佐藤裕司委員から報告をお願いします。

委員
佐藤裕司委員

議案第67号「現況証明願」の1番について、調査報告をいたします。

願い出のありました、XXXXXXXXXX 他1筆は、XXXXXXXXXX 氏が所有する、公簿地目が原野で、農振区域外の市街化調整区域にある XXXXXX㎡の土地であります。

平成31年4月16日、釧路地区農業委員6名、事務局職員3名で現地調査を実施したところ、農地採草放牧地以外で、利用状況も原野であることを確認しました。

以上、調査報告しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

佐藤委員、ありがとうございました。

次に、2番の現地調査結果について、調査委員長の稲場洋二委員から報告をお願い

します。

委員

稲場委員

議案第67号「現況証明願」のうち2番について調査報告致します。

現況証明願の2番は、 氏が所有する で、公簿地目が畑である ㎡の土地に関する件であります。平成31年4月18日、阿寒地区農業委員4名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認致しました。

また、 は、一部、農振農用地区域であります。現地は、農地採草放牧地以外で、農用地として利用されていないと確認致しました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

稲場委員、ありがとうございました。

それでは、議案第67号「現況証明願」について一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第67号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第67号「現況証明願」については原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第68号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について事務局より説明して下さい。

事務局

永洞事務局長

それでは、議案書19ページにございます、議案第68号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、借入人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、音別地区で1件の通知がございました。

議案書20ページの表の1番ですが、資料は21ページと22ページにございます。

 氏が所有する、 の内、の一筆、 ㎡の農用地について、借主であります との間で、平成31年3月18日に合意解約を行い、同日通知がございました。

本件は合意による解約が当該農用地を引き渡すこととなる期限の前六月以内に成立したもので、その旨が書面において明らかであり、農地法第18条第1項ただし書の規定により北海道知事の許可を要しないものと確認しております。

以上、1件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議致しますが、大坂博文委員が役員を務める法人の案件であり、議事参与の制限にあたりますので、大坂委員は退室をお願い致します。

(大坂委員退室)

それでは、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第68号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第68号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」については原案のとおり決定致します。

大坂委員は入室して下さい。

(大坂委員入室)

議長
野村会長

議案第68号は、原案のとおり決定致しました。

それでは、次に、議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書23ページでございます、議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で2件、音別地区で1件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書24ページの表の1番ですが、資料が26ページと27ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他2筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、無償譲渡による所有権移転を行うものです。

次に、表の2番ですが、資料が28ページから31ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他15筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に■■■■円で、売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書25ページの表の3番ですが、資料が28ページと32ページにござ

います。

氏が所有する、
、他1筆、合計 m^2 の農用地について、
に年間 円 で賃貸借を行うものであります。

次に、表の4番は、資料が33ページと34ページにございます。

氏が所有する、
、他4筆、合計 m^2 の農用地について、
に 円 で、売買による所有権移転を行うものです。

以上、4件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

ただいま説明がありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査委員長の佐藤裕司委員から報告をお願いします。

委員

佐藤裕司委員

議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について報告致します。

申請の内容は、
氏が所有する、
他2筆、合計 m^2 の農地について、
氏に無償譲渡を行うものです。

平成31年4月16日、釧路地区農業委員6名、事務局職員3名で現地確認を行った結果、当該農用地については、今後も農用地として適正に管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

佐藤委員、ありがとうございました。

次に、2番と3番について、調査委員長の稲場洋二委員から報告をお願いします。

委員

稲場委員

議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請」のうち、2番と3番について調査報告を致します。

2番の申請の内容は、
氏が所有する
、他15筆、合計 m^2 の農用地について、
に総額 円 で売買による所有権の移転を行うものです。

次に、3番の申請の内容は、
氏が所有する
、他1筆、合計 m^2 の農用地について、
に賃貸借を行うものです。

これらの件について、平成31年4月18日、阿寒地区農業委員3名及び事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

稲場委員、ありがとうございました。

次に、4番について、調査委員長の山崎隆史委員から報告をお願いします。

委員

山崎委員

議案第69号4「農地法第3条の規定による許可申請」の4番について調査報告いたします。

4月19日、音別地区農業委員5名及び事務局3名により現地調査及び協議を行い

ました。

申請の内容は、 氏の所有地を へ売買による所有権移転をするもので、今後も当該農地を適正に管理していくと認められることから、許可相当という結論となりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

山崎委員、ありがとうございました。

それでは、議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請」についてについて審議致しますが、1番につきましては、清水幸治委員の親族に関する案件、2番と3番につきましては、 の関係で、大畑礼子委員、佐藤泰正委員、浅野徳昭委員に関する案件であり、それぞれ議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に1番を、次に2番と3番を一括で審議した後に、4番を審議致しますので、清水委員は退室をお願い致します。

(清水委員退室)

議長
野村会長

それでは、1番を審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番については、原案のとおり決定致します。
清水委員は入室して下さい。

(清水委員入室)

議長
野村会長

1番は、原案のとおり決定致しました。
次に、2番と3番を審議致しますので、大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員は退室をお願い致します。

(大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員退室)

議長
野村会長

それでは、2番と3番を一括して審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番と3番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番と3番は原案のとおり決定致します。
退室されている委員の皆さんは入室して下さい。

(大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員入室)

議長
野村会長

2番と3番は、原案のとおり決定致しました。
次に、4番を審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請」の4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請」の4番については原案のとおり決定致します。
それでは、次に、議案第70号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について審議いたします。
事務局より説明して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書35ページにございます、議案第70号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について説明します。
農地を農地以外のものにするため、又は、採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は、移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けることになっておりますが、農業委員会で審議をし、意見を付して進達することになっております。
今回、音別地区で1件の許可申請がございました。
お手元に配付しております、農地法第5条調査書も併せてご確認下さい。
議案書36ページの表の1番は、資料が議案書37ページから41ページにございます。

■■■■氏が所有する■■■■、■■■■㎡の農用地について、■■■■へ使用貸借の上、乾乳牛舎建設のため転用したい旨、農地

の転用許可申請が提出されたものであります。

以上、1件の「農地法第5条の規定による許可申請」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長
委員
山崎委員

ただいま説明がありました「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番について、調査委員長の山崎隆史委員から報告をお願いします。

議案第70号「農地法第5条の規定による許可申請」について調査報告いたします。
平成31年4月19日に、音別地区委員4名及び事務局3名により、現地調査及び協議を行いました。

申請の内容は、 氏の所有地に が使用貸借により、農業用施設である乾乳牛舎の建設のため、転用するものであります。

また当該地の農振農用地区域の手続き、1万平米以下の軽微な変更は、すでに終了しております。

今回の乾乳牛舎建設に伴う転用は、その規模、転用面積などは妥当であり、経営規模拡大のために必要であると判断し、調査委員会では許可相当という結論となりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

山崎委員、ありがとうございました。

それでは、「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について審議を致しますが、大坂博文委員が役員を務める法人の案件であり、議事参与の制限にあたりますので、大坂委員は退室をお願い致します。

(大坂委員退室)

議長
野村会長

それでは、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第70号「農地法第5条の規定による許可申請」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第70号「農地法第5条の規定による許可申請」については原案のとおり決定致します。

大坂委員は入室して下さい。

(大坂委員入室)

議長

野村会長

議案第70号は、原案のとおり決定致しました。

それでは、次に、議案第71号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

永洞事務局長

それでは、議案書42ページでございます、議案第71号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、鉏路地区で3件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書43ページの表の1番ですが、資料は44ページと45ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他4筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏との間で、年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の2番ですが、資料は44ページと46ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏との間で、年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の3番ですが、資料は44ページと47ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■氏との間で、期間は5年間の使用賃貸借を行うものです。

以上、3件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議致しますが、1番につきましては、浅野徳昭委員本人に関する案件であり、議事参与の制限にあたります。

従いまして、まず1番を審議した後に、2番と3番を一括で審議することとしますので、浅野委員は退室をお願い致します。

(浅野委員退室)

議長

野村会長

それでは、1番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第71号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第71号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番については原案のとおり決定致します。
浅野委員は入室して下さい。

(浅野委員入室)

議長
野村会長

1番は、原案のとおり決定致しました。
次に、2番と3番を一括して審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第71号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番と3番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第71号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番と3番については原案のとおり決定致します。
次に、議案第72号「会長専決処理事務取扱要領の一部改正」について審議致します。
事務局より説明して下さい。

事務局
永洞事務局長

議案書48ページでございます、議案第72号「会長専決処理事務取扱要領の一部改正」について説明致します。

資料は49ページでございますが、お手元に関係資料も配付しておりますので併せてご確認下さい。

平成30年11月の「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、農地法第43条が追加され、農業委員会に届け出ることにより、農地に農作物栽培高度化施設を設置することができることとなりました。

これに伴い、農林水産省経営局長通知「農地法第43条及び第44条の運用」について、農業委員会に届出書の提出があった場合、2週間以内に専決処理手続をもって受理、不受理を決定し、その旨を通知することとされたことから、当委員会においても会長専決処理を行えるよう規定の整備を行うものでございます。

以上、「会長専決処理事務取扱要領の一部改正」についてご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

ただいま説明のありました「会長専決処理事務取扱要領の一部改正」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第72号「会長専決処理事務取扱要領の一部改正」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第72号「会長専決処理事務取扱要領の一部改正」については原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和元年 5月 7日

議長

野村

照明

署名委員

金子靖

署名委員

六坂博文